

東京の母子生活支援施設 現状と今後

2019/06/18

東京都母子福祉部会
部会長 斎藤弘美

全国の母子生活支援施設について

全母協

「母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして」
～全国母子生活支援施設協議会です～

母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、子育て支援を進めながら、母子の生活と自立を支援します

○母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、1947(昭和22)年に制定された児童福祉法に定められる施設です。

<児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。(特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能です)

さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。



母子生活支援施設がすすめるさまざまな事業

DVなどによる緊急な入所、安心・安全な生活を確保するとともに相談や心理療法の実施などにより、自立への歩みを支援し、さらに退所された後の継続的な支援や、地域のひとり親家庭の支援をすすめるため、母子生活支援施設ではさまざまな事業を展開しています。

(※「平成20年度全国母子生活支援施設実態調査」による)

(サービス提供の例)

*「緊急一時保護」

緊急で一時的に保護を要する場合に実施しているもので、全国の母子生活支援施設のうち、62.5%が実施しています。実施している施設の利用内訳では、DVを原因とするものが74.3%を占めています。

*「保育機能強化事業」による保育サービスの提供

保育所に入所できない母子家庭の子どもに対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供します。

*「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の運営

母子生活支援施設に入所された方の自立をすすめるために、地域の住宅地などに小規模分園型の母子生活支援施設を設け、自立生活の支援を積極的に行っています。

*「学童保育クラブ」事業

放課後の子どもの学童保育を行うもので、全施設のうち、61%が実施しています。

*「ショートステイ」事業

短期間の滞在を目的に母子に利用していただくもので、全施設のうち、12.9%が実施しています。

*「トワイライトステイ」事業

親が就労等の事情で帰宅が遅くなる場合、子どもへの夕食提供や夕食後の世話をを行うもので、全施設のうち、8.7%の施設が実施しています。

*その他の事業

地域で暮らす母子家庭・ひとり親支援のため、母子生活支援施設ではこの他にも「電話相談」「地域交流事業」「施設設備の開放」などを進めています。

全国の母子生活支援施設

平成30年度基礎調査報告書より

東京の母子生活支援施設

平成30年度東京の母子生活支援施設実態調査より

施設数	221施設(公公28、公民59、民民126)	約15% →	33施設(公民16、民民17)
充足率	69.4% ※暫定定員を採用した場合の充足率81.2%		75.6%(前年度75.7%)
施設規模	15～29世帯 48.3%		20世帯規模中心 緊急一時保護事業27施設、ショートステイ9施設、トワイライトステイ6施設 地域における公益的取り組みしている31施設
職員配置	1施設あたり 12.9人(4人～25人以上)		1施設あたり 14.8人(常勤約7割)
主な入所理由	①夫などからの暴力55.6%、②住宅事情16.3%、 ③経済事業11.1%、④入所前の家庭環境不適切8.6%		①住宅困窮31.6%、②夫等の暴力29.9%、 ③経済事業19%(借金あり104世帯)、★再統合1.4%(7)、 外国籍13か国、虐待世帯67.1%(内DV世帯73.4%)→①実父、②実父以外の男性、③両方
子どもの状況	障害のある子どもがいるがいる 956人/5,068人 (障害がある子どものいる施設8割)(障害のある母子1施設平均11人) ※障害内訳 療育手帳50.5%、発達障害23.5%、精神科受診12.8%		障害のある子どもがいるがいる 112人/697人乳幼児約5割 (障害のある母の数177/487人)利用母子の4人に1人に何らかの障害あり ※子の内訳 発達障害37.5%、療育手帳なし20.5%、療育手帳17.9%、 ※母の内訳 精神科受診45.8%、精神障害者保健福祉手帳あり22.6%
就労状況	就労している 66.5%(正規雇用16.9%)		就労している入所前41.3%→現在64.7%(正規17.1%) ※正規15万以上/月 ①高等学校卒、②大卒・大学院卒、③専門学校卒 ※非正規5万以上/月 ①高等学校卒、②専門学校、③大学・大学院
生活保護	生活保護を受給している 77.8%		生活保護を受給している 43.3% 就労しているが生保一部受給15.6% 母の資格取得(取得後就労): 医療事務4(4)、介護職員初任者研修6(4)、保育士1(1)
養育費	取り決めしている 18.6%		取り決めしている 25.9%
利用者の相談	①★就労課題70.0%、②★経済的課題67.1%、③★健康課題56.8%、 ④★前夫等との課題54.9%、⑤●育児不安48.8%、 ⑥●子どもの行動課題40.8%、⑦●親子関係38.0%、 ⑧●子供の病気や障害37.6%	特定妊婦	妊婦受入15施設 妊娠中受入10件 緊急一時保護0(前8)、施設入所7(6)、母子一体型ショートケア3(0) 産後受入30件 緊急一時保護1(14)、施設入所8(15)、母子一体型ショートケア1(1) ↓ 具体的な支援 ①生活支援、②保育支援・子育て支援、③相談支援、④健康管理支援、⑤手続き支援
退所後の相談	①★健康課題73.3%、②●子供の行動課題67.7% ③★就労課題61%、④●子どもの進学・就労課題54.9%		

東京の母子福祉部会の活動

- 都内33施設＋ひとり親の部会

- 委員会

総務委員会(広報誌発行、HPやパンフレット・人材確保等情報発信、災害)

研修委員会(階層別研修:新人研修、職員研修、管理職研修など)

制度施策委員会(東京都等への要望、地域福祉推進への提言)

調査研究委員会(東京の母子生活支援施設実態調査/毎年実施)

- テーマと活動(2019～2020)

「地域に必要とされる母子生活支援施設を目指して」

①広報戦略(利用者及び基礎自治体、養成校へ情報発信)

②人材育成(確保・育成・定着、研修体系の構築)

③組織強化(母子部会組織の強化、各施設の組織強化、他種別との連携)

広報
戦略

人材
育成

組織
強化

令和2年度 全国母子生活支援施設 国家予算・制度要望

I 社会的養護としての母子生活支援施設の専門的な家族支援機能の充実

1入所利用契約対象者、利用機会の拡大について★特定妊婦・再統合等、新たな情報発信

2入所利用契約窓口の拡大、入所中・退所時の関係機関の関与について★婦人相談所や児童相談所等からの入所、入所期間が基礎自治体によって異なる

3ひとり親家庭の自立支援サポート検索システムの構築について 4一時保護、ショートステイ等の利用及び委託機関の拡大について

II ひとり親家庭等貧困対策および自立支援施策の充実

5母の継続的就労に結びつく多様な雇用制度の推進について 6子どもの進学、就労に関わる経済的支援制度の充実について

7養育費確保策の推進について

8障害者支援等の制度施策との連携等について

III アフターケアと地域のひとり親家庭への継続的支援施策の充実

9サテライト(小規模分煙型母子生活支援施設)の活用について★利用期間1年の見直し、父子家庭の受入など柔軟な活用

10アフターケア、地域支援充実のための制度拡充と職員の配置について

IV 人員配置基準の改善による母子生活支援施設の母親と子の支援体制の強化

11事務員の配置について★児童養護・乳児院等同様に兼務ではなく 12母子支援員、少年指導員配置の5世帯刻みへの改善について 10世帯単位→5世帯

13保育士の必置について★就労や養育支援のために、保育所に準じた配置に

14心理療法担当職員、個別対応職員の配置について

15職員の処遇改善について

V 措置費の公民格差の是正

16措置費の氏及び福祉事務所設置町村負担区分の見直しについて

対象	今後求められる支援	つながり
<p>社会的養護 社会的養育 への支援</p>	<p>切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定妊婦支援 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊型支援→「緊急一時保護事業」活用 第一子から 「施設入所」活用 第二子以降 「母子一体型ショートケア」 在宅型支援→「相談事業」→「通所」「訪問」「入所」 「通所事業」→例)産前産後ケア ●母子再統合支援、障害等がある母子への支援 <ul style="list-style-type: none"> 専門職スタッフの配置→精神科医の嘱託配置 職員(保育士、社会福祉士等)の加配 	<p>保健所 子ども家庭支援 センター 児童相談所 病院 学校等 SSW</p>
<p>地域の ひとり親 への支援</p>	<p>地域のひとり親と子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援事業の推進 ショートステイ、トワイライトステイ ●地域における公益的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> 子供への支援→「無料の学習支援」「子ども食堂」など 親への支援→気軽な「相談の場」の提供 子育て、生活、DV、出産、就労など相談 ●小規模分園型(サテライト)母子生活支援施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援付き居住支援、地域の母子・父子への支援、相談 	<p>福祉事務所 ハローワーク 公営住宅 子ども家庭支援 センター 児童相談所 ひとり親家庭 支 支援センター NPO</p>

妊婦等への支援

